

【参考】福島県国民健康保険運営協議会について

資料 4

本県の国保の現状（平成26年度）

- 被保険者数 517,590人（県全体の26.9%）
- 事業規模 2,267億円<歳入ベース>
- 単年度収支 13億円の黒字<59市町村積み上げ>
※単年度収支赤字 28市町村
- 法定外繰入 15億円
- 被保険者の平均年齢 ㊿51.5歳
- 1人当たりの医療費 ㊿328,148円（全国31位）
- 国保税収納率 ㊿90.18%（全国40位）
- 特定検診実施率 ㊿38.8%（全国16位）
- 特定保健指導 ㊿22.2%（全国29位）

財政基盤の拡充（全国ベース）
平成27年度～ 1,700億円
平成30年度～ 1,700億円
→平成30年度以降、毎年3,400億円を投入

平成30年度～（国保改革）

県：新 財政運営の責任主体、新 運営の中心的役割
市町村：資格管理、国保税の賦課徴収、保険給付、保健事業

【国保事業の課題】

- 1 医療費水準は高い
- 2 所得水準が低い
- 3 国保税負担が重い
- 4 国保税の収納率が低い
- 5 一般会計からの繰入
- 6 被保険者数3,000人以下の小規模保険者の存在
- 7 市町村格差（医療費、所得、国保税額）

福島県市町村国保広域化等連携会議

- ◎協議開始 平成27年11月9日～ ＊会議1回、WG6回
 - ◎構成員 市長会、町村会推薦の12市町村、
福島県国民健康保険団体連合会、県関係各課（5課）
 - ◎議題 ①県が作成する国民健康保険運営方針に規定する事項
②国保事業費納付金の算定方法
- ※国民健康保険運営方針とは
国保財政の安定的な運営並びに事業の広域的及び効率的な運営に向けた県全体の方針（3年間）
- ※国保事業費納付金とは
市町村が被保険者から収納した国保税を財源に、県に納付する納付金。

新 福島県国民健康保険運営協議会

- ★設置条例 平成29年2月議会へ条例提案
- ★協議開始 平成29年5月（想定）<29年度は3～4回>
- ★委員
 - ①被保険者を代表する委員（3名）
→市町村国保運営協議会の委員（市・町・村かつ方部別を考慮）
 - ②保険医又は保険薬剤師を代表する委員（3名）
→医師会、歯科医師会、薬剤師会からの推薦
 - ③公益を代表する委員（3名）
→財政、医療、福祉の観点で大学教員等
 - ④被用者保険等の保険者を代表する委員（2名）

役割は、県が決めようとする重要事項を審議していただくことです。

